

令和3年7月6日 総務局総務部人事課 コンプライアンス推進室 電話 245-5676 内線 2240

## 職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

## 1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
財政局	主事	29歳	男	減給 1/10 1月

## 2 処分年月日

令和3年7月6日(火)

## 3 事案概要

当事者は、令和2年12月29日、東京都千代田区のビルのトイレ内において、自己の下半身を露出したとして、令和3年6月7日付けで、東京簡易裁判所から東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の罪で罰金20万円に処せられたもの。